

## 在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針

横浜市教育委員会  
制定 平成 3年 6月11日

### 1 教育の課題

#### (1) 国際文化都市ヨコハマ

ヨコハマは日本からアジア、世界への文化の発信地であるとともに、文化の受信地でもある。市民だれもがアジアと世界に開かれた心を持つことを求められている。

横浜市には、韓国・朝鮮人15,587人をはじめアジア各地、世界各地の107か国38,488人の外国人(注1)が在籍している。これら諸国の子どもたちの教育のために、10校の外国人学校(注2)が設立されているが、同時に横浜市立の学校にも、在日韓国・朝鮮人の子どもたち954人をはじめ、37か国1,792人の子どもたち(注3)が在籍している。

横浜市が、国際文化都市ヨコハマとして真に世界に開かれた都市となるには、さまざまな国際交流の積極的推進が欠かせない。それとともに、国籍・民族の違いをこえ、同じ地域社会に生活する人間として、人々が共に考え、共に生きることができる内なる国際化を実現することが急務である。

#### (2) 憲法・教育基本法の理念

すべての人間の基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくす教育の推進と平和の実現をはかることは、日本国憲法や教育基本法の基底となっている理念である。このことはまた、国際人権規約や、いわゆる『児童の権利に関する条約』など、子どもの人権を保障しようとする国際的な動向に沿うものである。

内なる国際化を実現する教育は、それらの理念を具体化することであると同時に、世界に開かれたヒューマン都市の実現をめざす『よこはま21世紀プラン』の基本姿勢とも合致するものである。

#### (3) 内なる国際化と民族共生をめざす教育

横浜市立の学校には、多くの日本人の子どもたちとともに(注4)、在日韓国・朝鮮人の子どもたちをはじめ中国、カンボジア、ブラジル、ベトナム、フィリピン、ペルーなどの子どもたちが少数者(注5)として在籍している。

日本人の子どもたちにたいしては、アジアや世界に開かれた心を育てると同時に、これら諸国・

民族の子どもたちの存在と意見を尊重するように導く教育が大切になる。少数者としてあるこれらの子どもたちにたいしては、母国・民族に誇りをもち、母国・民族の姿を現わして生きるように励ます教育を欠かせない。

これらすべての子どもたちがたがいに敬愛し、理解し、協力しあうことのできる教育的・文化的環境を学校に創り出すことは、内なる国際化を実現し、民族共生をめざす教育を創造することである。

この方針策定では、とりわけ市立学校に在籍する在日韓国・朝鮮人の子どもたちが受けている問題の解決に焦点をしばり、民族共生をめざす教育としてこれを提示することにする。

それは、横浜市に多くの韓国・朝鮮人が在居せざるをえなかった歴史的経緯があり、その子どもや孫たちが、ほとんどの市立学校に現在在籍している(注6)という理由のみにとどまらない。なによりも本名を隠し、母国・民族を隠して就学せざるをえないという苦悩の深さを、この子どもたちがいだいていることによる。

この方針は、市立学校に在籍する全ての外国人の子どもたちにかかわる教育においても、普遍化していくことが大切である。

### 2 歴史の反省

日本は、韓国併合以降の植民地時代に、日本と朝鮮のすべての学校で朝鮮人の子どもたちを日本に同化させる教育(以下「同化教育」という。)を行ってきた。

敗戦後、在日韓国・朝鮮人の子どもたちは、民族学校に通う子どもたちと日本の学校に学ぶ子どもたちに分かれた。後者の子どもたちの大半が本名を名のりたくても名のれずに日本名で就学している状況は、戦前からの同化教育の弊害が未だに改められていないことを示している。横浜市立の学校に在籍する子どもたちにとっても状況は同じであるといえよう。

私たちは同化教育の歴史と現在とを反省し、こ

れを断ちきり、民族共生をめざす教育に取り組みねばならない。このことは、朝鮮やアジアを見下してきたことを反省し、アジアや世界に開かれた心を持つことであり、また、日本には日本人しか住んでいないという考え方を克服して、さまざまな母国・民族の存在と文化を認める視点を育て、内なる国際化を実現する教育をめざすことである。

歴史への反省を示すには、本市においても、次の諸事実を直視することが重要である。

- ・ 韓国・朝鮮人が来住した経緯と生活の実態
- ・ 関東大震災における朝鮮人虐殺
- ・ 名前や言葉を奪う同化政策
- ・ 戦後の民族教育の動向
- ・ 就職など、生活における差別の現実
- ・ 学校の内外に未だにある偏見、差別

### 3 教育の創造

#### (1) 心を開く

市立学校に在籍する日本人の子どもたちが韓国・朝鮮の歴史や文化を学び、受け入れることは、韓国・朝鮮への偏見をなくし、開かれた心を培うことになる。開かれた心をもった日本人の友のなかで、在籍する在日韓国・朝鮮人の子どもたちは母国・民族の姿を現わすことになる。

他方、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが本名を名のり、母国・民族の誇りをもって自立していけば、これに出会った日本人の子どもたちは自分たちの韓国・朝鮮観を正しく変えていくことになる。

ア 日本人の子どもたちに、民族共生をめざす感性、態度を育てよう

- (ア) 在日韓国・朝鮮人の子どもたちの身になって、友を思うことのできる感性を養おう。
- (イ) 韓国・朝鮮の人びとや文化を、それぞれかけがえのない民族的・文化的個性として敬愛する態度を養おう。
- (ロ) 民族固有の名前の尊厳を知り、自他の存在の大切さを示す象徴として、本名を呼ぶ習慣をつくりだそう。
- (ハ) 日本が韓国・朝鮮にたいして行ってきた侵略と差別の事実を認識させるとともに、韓国・朝鮮の人びととの間に築いてきた友好と連帯の事実を知らせよう。
- (ニ) 何が民族差別であるかを知り、身近におこる

事柄のなかから民族差別を見抜く目を育てよう。

イ 在日韓国・朝鮮人の子どもたちに、自分を隠さずに韓国・朝鮮人として生きるように励まそう

- (ア) 本名を名のりすることは、自分を隠すことから解放され、自分を取りもどす第一歩であることを知らせよう。また、本名を名のりて生きるなかで、自分がかけがえのない韓国・朝鮮人であることを確信できるように導こう。
- (イ) 韓国・朝鮮の歴史や文化を学んで、母国・民族に誇りをもつように励まそう。
- (ロ) 父母、祖父母が母国・民族の誇りを大切に生きてきた歴史を知ることにより、積極的に生きる意欲を引きだそう。
- (ハ) 自分にかけている民族差別は、決して自分ひとりだけの問題ではないことを知り、これに向きあっていくように励まそう。

#### (2) 歴史と文化を学ぶ

韓国・朝鮮の歴史、とりわけ日本と韓国・朝鮮との近現代史を学ぶことをとおして、市立学校に在籍する日本人の子どもたちにたいしては過去の反省にたった正しい歴史認識をもたせ、在籍する在日韓国・朝鮮人の子どもたちにたいしては正しい韓国・朝鮮観をもつなかで母国・民族に誇りをもつように励まそう。

さらに、韓国・朝鮮人が民族的、文化的個性をもつ民族であることを示すことをとおして、市立学校に在籍する日本人の子どもたちにたいしてはそれを敬愛する心を育て、在籍する在日韓国・朝鮮人の子どもたちにたいしてはその文化的自立の基盤を培っていこう。

- ・ 在日韓国・朝鮮人の歴史と現在を教えよう
- ・ 名前の学習に取りくもう
- ・ 韓国・朝鮮人の歴史、生活、文化を教えよう
- ・ 日本と韓国・朝鮮の交流史を教えよう

#### (3) 共に歩む

教職員が、在日韓国・朝鮮人の親と子の思いや願いを自分のものとして在籍する子どもたちの教育を考えていけるように、自ら変わろう。

ア 在日韓国・朝鮮人の子どもたちを日本人と同じように見ることから韓国・朝鮮人として見るように見かたを変えよう。

イ 在日韓国・朝鮮人の子どもたちは、心の奥深いところで自分が韓国・朝鮮人であることにこ

だわりを感じている。この子どもたちが自信と誇りを取り戻せるように、韓国・朝鮮人である自分と向き合わせよう。

- ウ すすんで在日韓国・朝鮮人の子どもたちによりそい、その生活と問題、悩みを知るように努めよう。
- エ 在日韓国・朝鮮人の父母・祖父母の思いや願いを聞き取ろう。
- オ 在籍する日本人の子どもたちにたいしては、身近な在日韓国・朝鮮人の子どもたちへの差別を許さず、その人権を尊重する生き方を身に付けさせよう。
- カ 在籍する日本人の子どもたちにたいしては、友を韓国・朝鮮人として受け入れるように導こう。
- キ 在日韓国・朝鮮人の子どもたちが、韓国・朝鮮人として生き、学ぶことのできる学級集団を作ろう。

#### 4 教育環境の整備

横浜市教育委員会は、以上の認識に立って、在日外国人（主として韓国・朝鮮人）と日本人、とりわけ子どもたちが相互に敬愛し、理解し、協力しあえる地域社会の実現をめざす教育を積極的に推進する。

##### (1) 学校の役割

- ア 在日外国人の子どもが母国・民族の誇りをもって生き、日本人の子どももそれを敬愛する場になるように努める。
- イ 学校、地域、子どもの実態に即した民族共生をめざす教育の推進体制を整備し、研修や実践に努める。
- ウ 学区の在日外国人の思いや願いを聞き、教職

員全体のものとして実践に役立てる。

- エ 市内にある外国人学校との交流を促進する。
- (2) 教育行政の役割
- ア 在日外国人の声を聞くための懇談会を設置する。
  - イ 本市に在住する外国人の就学実態を把握し、就学の機会均等を保障するよう努める。
  - ウ 市立学校に在籍する在日外国人の子どもへの進路が保障されるように努力し、関係機関へ働きかける。
  - エ 在日外国人を教員として採用する。
  - オ 教職員研修の充実と研究活動の推進をはかり、指導資料等を作成する。
  - カ 学校の課外において、在籍する在日外国人に母国語や母国文化の学習機会を提供するよう努める。
  - キ 学術、文化、スポーツなどにおける幅広い交流を促進する。
  - ク 民族共生にかかわる市民への啓発活動を推進する。
  - ケ 日本人と在日外国人が、共生できる地域社会の創造をめざす活動を促進する。

注1…1991(平成3)年4月末日現在。

注2…1991(平成3)年4月1日現在。神奈川県知事認可校(各種学校)9校とR・E・バードスクール。

注3…1991(平成3)年5月1日現在。

注4…注3参照 横浜市立学校全在籍者数333,428人。

注5…注3参照 国名は在籍者の多い順。

注6…注3参照 横浜市立学校496校中295校に在籍。